

改正著作権法で 見えた8つの疑問

2012年8月4日
弁護士・ニューヨーク州弁護士
日本大学芸術学部 客員教授
福井 健策 (@fukuikensaku)

1. 「写し込み」は、どこまで許されるのか？ (30条の2関連)

- 1) 「写真撮影・録音・録画」の場合に限り
- 2) 対象物から「分離困難」な付随物や音を
- 3) 「軽微な構成部分」として複製・翻案しその後利用することができる
- 4) 著作権者の利益を不当に害してはならない
- ⇒マンガやアニメはアウト。
 - ミッキーと腕を組んで写った写真はアウト？
 - 屋外の映画ポスターはOKで自宅の書はアウト？
 - ハローキティのTシャツはOKでバッグはアウト？

2. パロディ規定／本格的フェアユースの導入はあるのか？

- 2012年3月：「海外における著作物のパロディの取扱いに関する調査研究報告」（上野達弘座長、文化庁HP）
- 2012年6月：文化庁法制問題小委員会でパロディ規定検討へ（ワーキングチーム座長：小泉直樹慶大教授）
- 韓国：韓米FTAの余波として米国型フェアユース規定を導入

3. ダウンロード刑罰化で海賊版はどこまで減るか？

(119条 3 項関連)

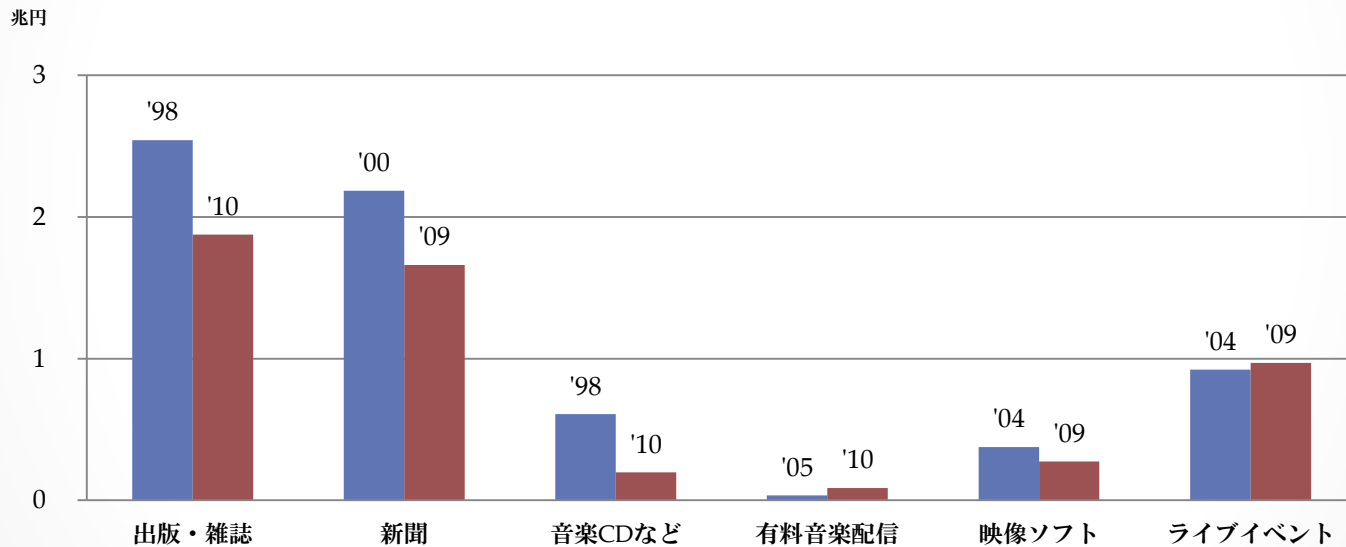
- 批判の例
 - ①被害内容と処罰の不均衡
 - ②違法アップローダーの取り締まりこそ優先すべき
 - ③違法にアップされたか否か、一般人に判断できるのか
(特に若年層 ⇒附則7条「国民への啓発・教育」)
 - ④そもそも海賊版は減っている、調査方法が誤動的
 - ⑤あまりに拙速な審議、文化審議会の「迂回」
- ⇒海賊版が減らない場合、次に来るのは「非親告罪化」か？

4. 正規コンテンツで マネタイズはできるのか？

- 政府サイバー攻撃への反応
- 「海賊版は正規版を害さない」という主張
- メガアップロード起訴内容の衝撃
- 欧米を揺るがせた「反SOPA」「反ACTA」旋風
- 躍進する「海賊党」
- 「もうコンテンツでマネタイズは無理」なのか？

4. 正規コンテンツで マネタイズはできるのか？

縮小する文化産業



(デジタルコンテンツ白書、ぴあエンタテインメント白書等による)

5. 「私的複製権」はあるのか？

(技術的保護手段関連)

- DRMの多様な機能
- CCCD導入時に起きた「私的複製はユーザーの権利」論
- 「DRM禁止」という海賊党の主張
- DRMの法的保護の反面、DRM水準に限度は不要か？
- アップルFair Playをめぐる競争法論争・フランス政府の対抗立法措置と、その後のDRMフリー化

6. 審議会vs議員立法、 どちらを選ぶのか？

- 山田奨治「日本の著作権はなぜこんなに厳しいのか」
（2011年）の指摘
- 検索エンジン合法化のエピソード
- 「著作権ムラ」批判にどう答えるか
- 議員立法が民主的正統性を得るための条件

7. TPP大改正は やって来るのか？

- 真正品の並行輸入に広い禁止権（米国流出文書4.2項）
- 著作権保護期間の大幅延長（4.5項）
- 広汎なDRMの単純回避規制（5.9項）
- 法定損害賠償金の導入（12.4項）
- 著作権・商標権侵害の非親告罪化（15.5(g)項）
- 米国型のプロバイダーの義務・責任の導入（16.3項）

⇒条約での知財ルール統一化をどう評価するか？

8. 国会図書館はアーカイブのハブになるのか？

- 2009/05 資料デジタル化予算に127億円を計上
- 2009/06 著作権法改正により、国会図書館は無許諾での資料デジタル化が可能に（31条2項）

※国会図書館法による収集対象：「図書及びその他の図書館資料」

- 2012/06 著作権法・国会図書館法改正により、オンライン資料の収集可能に
- 今回改正の配信閲覧対象：絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料